

令和8年 市・県民税申告 受付日程表

～都合のよい会場へお越しください～

裏面の注意事項等も必ずご覧ください

地区	受付日	受付時間及び主な対象地区	会 場
		午前（9:00～12:00）・午後（13:00～15:00）	
蛭川地区	2月 5日(木)	和田、今洞、中切、柏ヶ根、殿塚	蛭川総合事務所 (2階 会議室)
	2月 6日(金)	町切、棚田、鳩吹、奈良井、下沢	
	2月 9日(月)	一色、一之瀬、田原、奥渡	
山口地区	2月10日(火)	第1、第2、第3、第4、第5、第6	山口公民館 (1階 会議室)
	2月12日(木)	第小7、第7、第8、第9、第10、第11、第12	
付知地区	2月13日(金)	1区、2区、3区、4区	付知公民館 (2階 大会議室)
	2月16日(月)	5区、6区、7区、8区	
	2月17日(火)	9区、10区、11区	
神坂地区	2月18日(水)	神坂全地区、馬籠全地区	神坂事務所 (2階 ホール)
落合地区	2月19日(木)	落合全地区	落合公民館 (ホール)
加子母地区	2月20日(金)	角領、万賀、下桑原	加子母総合事務所 (ホール)
	2月24日(火)	中桑原、上桑原、中切	
	2月25日(水)	番田、二渡、小和知、小郷	
坂本地区	2月26日(木)	千旦林地区	坂本事務所 (コミュニティルーム)
	2月27日(金)	茄子川地区	
阿木地区	3月 3日(火)	1分団、2分団、3分団	阿木交流センター (大会議室)
	3月 4日(水)	4分団、5分団、6分団	
福岡地区	3月 5日(木)	田瀬区、下野区	福岡総合事務所 保健福祉センター (2階 世代交流室)
	3月 6日(金)	福岡区	
	3月 9日(月)	高山区	
苗木地区	3月10日(火)	苗木全地区	苗木交流センター (会議室1)
坂下地区 ・ 川上地区	3月12日(木)	本町、新町、宮前町、旭町、伝馬町、大沼町、上野、矢渕、 大門、時鐘、赤田、樺の木、	坂下総合事務所 第1庁舎 (1階 申告会場)
	3月13日(金)	島平一、島平二、乙坂、高部一、高部二、 上外、中外、下外、西方寺、握手、川上全地区	
	3月16日(月)	東町、上鐘一、上鐘二、松源地、樋ヶ沢、 中之垣外、相沢、新田	
中津地区 その他	3月12日(木)	中津東地区、中津南地区、中津西地区	市役所 (4階 大会議室)
	3月13日(金)	中津東地区、中津南地区、中津西地区	
	3月16日(月)	市内全地区	

★表面記載の申告会場へお越しになる際の注意点

- 令和8年1月2日以降に中津川市に転入された方は、中津川市では申告を受け付けることができません。
- 申告会場は混雑する場合があります(特に各会場初日)。時間に余裕を持ってお越しください。
また、午前中は大変混み合いますので、午後以降にお越しいただくなどのご協力をお願いします。
- 申告にはマイナンバー(個人番号)および本人確認書類(運転免許証等)が必要になります。
- 農業所得の帳簿や医療費の明細書などは、あらかじめ整理し、まとめたものを申告会場へお持ちください。
- 申告に必要なものの詳細や各種様式等は、市ホームページで確認することができます。

○ 市の申告会場では受付することができない確定申告

以下の内容に該当する場合は、中津川税務署へご相談・申告ください。

- ・青色申告
- ・分離課税の申告(配当・先物取引・山林)
- ・譲渡所得の申告(株や土地の売買)
- ・利子所得、暗号資産の収入がある申告
- ・消費税、贈与税、相続税の申告
- ・収支内訳書未作成の申告
- ・損失・繰越損失・雑損控除の申告
- ・国外に居住する親族を扶養する申告
- ・過年度(令和6年分以前)の申告
- ・準確定申告(亡くなった方の申告)
- ・更正の請求・修正申告
- ・住宅ローン控除の初回申告

★申告会場以外での市民税・県民税の申告方法

○郵送で提出する

- ・0円の申告等、会場へ出向くことなく郵送でご提出いただくことも可能です。
- ・「所得がまったくなかった方の記載例」を参考にしていただき、記入をお願いします。市ホームページにも掲載しています。
- ・申告書には必ず電話番号を記入してください。
- ・申告書の他に、本人確認書類のコピーを同封してください。

○予約をして市役所本庁舎1階の税務課窓口で申告を行う

税務課窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮のため、予約した方限定で申告を受け付けます。ご予約は上記二段コードの市ホームページ下部にあります、専用の予約フォームよりお願いします。電話でのご予約は受け付けておりません。

- ・申告受付期間 令和8年2月5日(木)から令和8年3月11日(水)まで
- ・予約受付期間 令和8年1月19日(月)8時30分から令和8年3月10日(火)23時59分まで

お問い合わせ

中津川市役所 税務課 市民税係 0573-66-1111(内線141・142・143)

◆ 所得税の確定申告をされる方 ◆

所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告をする必要はありません。

確定申告は自宅からスマホで！

国税庁LINE公式アカウントから、さまざまなオンライン手続きをご利用いただけます。各メニューをタップすると、国税庁ホームページなどの各種画面に遷移し、スムーズに手続きができます。



国税
LINE公式アカウント

確定申告会場など

とき 2月16日(月)～3月16日(月)の平日

※上記期間以外の申告相談日は中津川税務署にお問い合わせください。

ところ 中津川税務署 1階会議室(中津川合同庁舎)

お問い合わせ 中津川税務署 個人課税第一部 0573-66-1202



↑市ホームページはこちら
持ち物についての詳細や各種様式等はこちらからご確認ください。

